

札幌市給水設備の構造及び 維持管理等に関する指導要綱

安全でおいしい水を飲むために



●給水設備設置者のみなさまへ●

札幌市では、飲料水の衛生確保のため、『札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱』により給水設備の構造や維持管理についての基準を定めています。

私達が日常何気なく口にしている飲料水も、適切な維持管理を行わなければ衛生的な状態を保つことができません。

近年、建物の老朽化に伴い、蛇口から赤水が出るなどの事例が報告されています。また、貯水槽が異物（小動物・燃料油等）に汚染されることや、井戸水が細菌に汚染されることにより健康被害が起こる危険性がございます。

設置者のみなさまには、この要綱の趣旨を十分ご理解され、札幌市民の生活がより快適なものとなるよう、衛生的で安全な飲料水の供給に努めていただきますようお願いいたします。

給水要綱の主な内容

1 対象

以下の施設が対象となります。ただし、一戸の住宅のみに供給する場合は、対象となりません。

- 小規模貯水槽水道施設：水道水を利用し、受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設
- 住居用飲用井戸等施設：井戸水、湧水、沢水等を飲用している共同住宅等
- 業務用飲用井戸等施設：井戸水、湧水、沢水等を飲用している事務所、店舗等

2 設置者

設置者とは、給水設備の所有者又は当該給水設備の全部の管理について権原を有する者をいいます。

3 事前協議

設置者は、給水設備を設置しようとするときは、その計画内容が要綱の構造設備基準に適合するものであるか、保健所長と協議してください。

4 維持管理者の選任

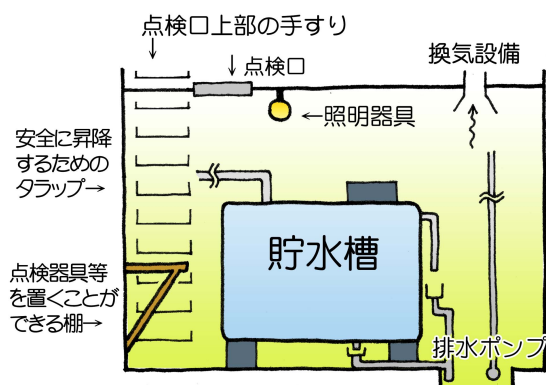
設置者は、自ら当該給水設備の維持管理を行うことができないときは、維持管理者を選任してください。維持管理者は、設置者に対し次のことを行ってください。

- 給水設備の維持管理状況の定期的な報告
- 給水設備の維持管理に関する適切な助言

なお、設置者は、維持管理者の助言を尊重してください。

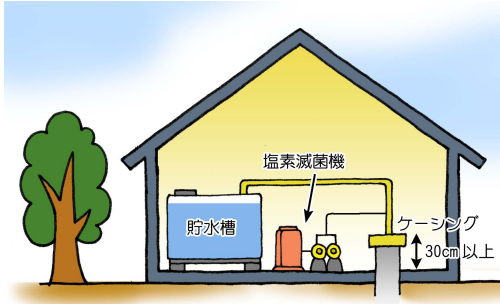
5 主な構造基準

(1) 貯水槽



- 貯水槽は、建築物内に設けてください。
- 貯水槽の点検ができるスペースを確保してください。
- 貯水槽が地下ピット内にある場合は、昇降のための安全措置を講じてください。

(2) 井戸



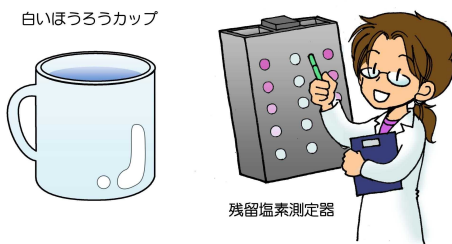
- 井戸は建築物内に設置し、ケーシングは床面から30センチメートル以上立ち上げてください。
- 井戸、湧水、沢水の水源は、汚染の原因となる場所から5メートル以上離してください。
- 湧水、沢水の取水口は、水源が汚染されないよう保護してください。
- 塩素滅菌器を2台以上設置してください。

(3) 給水管

- 給水管及び継手は、水質に悪影響を与えない材質のものを使用してください。
- 非常時の飲料水を確保するため、水道直結の給水栓を設けてください。
- 給水管とその他の配管設備（排水、消防用水、空調水、雑用水）とは直接連結させないでください。

6 主な維持管理基準

(1) 水質の管理



- 給水設備は使用開始前に洗浄するとともに、水質検査を行い水質に異常がないことを確認してください。
- 水質検査を定期的に行ってください。
- 末端の給水栓において、日常の外観検査（色、濁り、臭い、味）と残留塩素の測定を行い、帳簿に記録してください。
- 残留塩素の濃度は、**0.1mg/L 以上**確保してください。

(2) 給水設備の管理



- 設備の日常点検を行うほか、地震、大雨、凍結等の非常時の点検も必ず行ってください。
- 貯水槽の掃除を毎年1回以上定期に行ってください。
- 小規模貯水槽施設の無料点検があります。詳しくは、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（011-784-3600）まで

(3) 帳簿書類の保存



- 給水設備の図面は永年、維持管理に関する帳簿書類は3年間保存してください。

各種届出について

次のことがらが生じたときは、その日から30日以内に保健所長に届出をしてください。

給水設備の使用を始めたとき

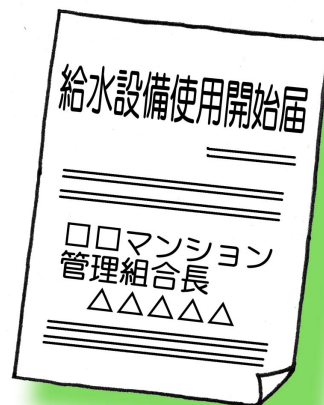
使用開始届

給水設備を変更したとき

変更届

給水設備を廃止したとき

廃止届



ご相談・お問い合わせは、
保健所の生活環境課ビル衛生係へどうぞ



札幌市保健所 生活環境課 ビル衛生係
札幌市中央区大通西19丁目WEST19
Tel 622-5165 Fax 622-7133

令和5年3月



さっぽろ市
02-H04-06-264
18-2-32